

厚岸町規則第10号

厚岸町公共下水道事業受益者負担金条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月24日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町公共下水道事業受益者負担金条例施行規則等の一部を改正する規則

(厚岸町公共下水道受益者負担金条例施行規則の一部改正)

第1条 厚岸町公共下水道受益者負担金条例施行規則（平成8年厚岸町規則第34号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号から別記様式第6号までを次のように改める。

別記様式第3号（第8条関係）

公共下水道事業受益者負担金賦課決定通知書

年 月 日

様

厚岸町長

印

次のとおり受益者負担金を決定したので、厚岸町公共下水道事業受益者負担金条例施行規則第8条第1項の規定に基づき通知します。

土地の所在地	地 番	地 目	(a)	(b)	(a)×(b)=(c)	減 免			差引負担金額	備 考
			地 積 ㎡	㎡当り の単価 円		地 積 ㎡	率	金額 円		
町 名	番 地									

《注意》

この通知書に記載されている土地は、本年度賦課決定されたものだけです。

年度別納付額内訳	年度	年度	年度	年度	年度	負担金総合計
	合 計	円	円	円	円	円
第1期						7月1日から同月31日
第2期						9月1日から同月30日
第3期						12月1日から同月25日
第4期						2月1日から同月末日

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第4号（第8条関係）

公共下水道事業受益者負担金変更通知書

年 月 日

様

厚岸町長

㊟

年 月 日に届出のあった公共下水道事業受益者変更届により、次のとおり負担金を決定したので、厚岸町公共下水道事業受益者負担金条例施行規則第8条第2項の規定により通知します。

なお、変更後の負担金は、年度 期分から納めていただくことになります。

受益者番号						納 期	
区 分	年 度	期 別	変更前	変 更 に よる増減	変 更 後		
負 担 金 額		第1期				年 7月 1日～	年 7月31日
		2				年 9月 1日～	年 9月30日
		3				年12月 1日～	年12月25日
		4				年 2月 1日～	年 2月末日
		第1期				年 7月 1日～	年 7月31日
		2				年 9月 1日～	年 9月30日
		3				年12月 1日～	年12月25日
		4				年 2月 1日～	年 2月末日
		第1期				年 7月 1日～	年 7月31日
		2				年 9月 1日～	年 9月30日
		3				年12月 1日～	年12月25日
		4				年 2月 1日～	年 2月末日
		第1期				年 7月 1日～	年 7月31日
		2				年 9月 1日～	年 9月30日
		3				年12月 1日～	年12月25日
		4				年 2月 1日～	年 2月末日
		第1期				年 7月 1日～	年 7月31日
		2				年 9月 1日～	年 9月30日
		3				年12月 1日～	年12月25日
		4				年 2月 1日～	年 2月末日
	計						
地 積							

1 この地分について不服がある場合は、この地分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。

2 この地分については、上記1の審査請求のほか、この地分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、地分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、地分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この地分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや地分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの地分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや地分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第5号（第9条関係）

様

納入者保管用

公共下水道事業受益者負担金
納入通知書兼領収書

各期納期限までに納めてください。

年 月 日

厚岸町長

印

◎ 負担金の納期

期 別	納 期
-----	-----

第1期	7月1日～7月31日
第2期	9月1日～9月30日
第3期	12月1日～12月25日
第4期	2月1日～2月末日

◎納付の際は、必ず本書をお持ちください。

◎納入には便利な口座振替をご利用ください。

1 徴収の根拠

下水道事業受益者負担金は、下水道事業の計画的な推進を図るために、下水道事業を実施する区域内の土地の所有者から徴収するものです。（都市計画法第75条、厚岸町公共下水道事業受益者負担金条例第5条）

3 延滞金

納期限の翌日から納める日までの日数により、年14.5%（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの間については年7.3%）の割合（平成26年1月1日以降の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5%の割合を超える場合には、年14.5%の割合）とし、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額（100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てます。）。この場合における年当たりの割合は、同年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。

2 支払方法

この負担金は、負担金の総額を5年に分割し、毎年の納期は4期に分かれていますので各納期までに納めてください。

4 審査請求

- ①この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- ②この処分については、上記①の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記①の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ③ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年度

公共下水道事業受益者負担金領収書



口座番号 02730-8-969360
加入者名 厚岸町会計管理室

受益者番号		住所 氏名				様
項目	期別	第1期	第2期	第3期	第4期	合計(年額)
金額		円	円	円	円	円
納期限						
領収日附印		上記の通り領収しました。	上記の通り領収しました。	上記の通り領収しました。	上記の通り領収しました。	
		1	2	3	4	

◎領収書は、後日の紛争をかけるため、5年間保存してください。

納入書 ㊤

口座番号 02730-8-969360 加入者名 厚岸町会計管理室

年度	
通知書番号	
住所・氏名	
	様

右記のと
おり納入
します。

北海道
厚岸郡
厚岸町長

金額	円
納期限	
領収日附印	

納入済通知書 ㊤

口座番号 02730-8-969360 加入者名 厚岸町会計管理室

年度	期別	通知書番号
住所		氏名
		様

下水道特別会計 節 下水道費負担金 金額

款	分担金及び負担金	説明	公共下水道事業	金額
項	負担金		受益者負担金	円
目	下水道費負担金			納期限
取りまとめ店 〒047-8794 小樽貯金事務センター/北洋銀行厚岸支店				
※領収書は紛争を避けるため紛ったり汚したりしないでください。				
納入場所			領収日附印	
指定金融機関振込所 厚岸農業協同組合				
厚岸地区信用金庫 上島信用金庫 網走大田農業協同組合				
北洋銀行本店・各支店 浜中町農業協同組合				
大崎ふかい信用金庫本店・各支店 北洋銀行の郵便局又はゆうちょ銀行				

上記のとおり領収しましたので通知します。

別記様式第6号（第11条関係）

公共下水道事業受益者負担金繰上徴収通知書

第 年 月 日 号

受益者 様

厚岸町長

㊟

厚岸町公共下水道受益者負担金条例施行規則第11条の規定に基づき、下記の負担金額を繰上げ徴収することに決定したので通知します。

納入通知書 番 号	年 度	期 別	納期限	負担金額	繰上徴収によ る納付期限	繰上げ徴収する 理 由
				円		
計						
納 付 場 所						

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第8号及び別記様式第9号を次のように改める。

別記様式第8号（第12条関係）

公共下水道事業受益者負担金徴収猶予 決定 通知書
却 下

第 年 月 日

受益者 様

厚岸町長

㊟

年 月 日申請のあった公共下水道事業受益者負担金の徴収猶予については、
厚岸町公共下水道事業受益者負担金条例施行規則第12条第4項の規定に基づき、次のとおり
決定・却下したので通知いたします。

徴収猶予の 決定・却下の 理由及び条件						
徴収猶予の 内 容	納 入 年 期 別	徴 収 猶 予 す る 額				
	通 知 書 号 度	負 担 金 額	延 滞 金	計		
		円	円	円		
	1.2.3.4.					
	1.2.3.4.					
	1.2.3.4.					
	1.2.3.4.					
	合 計					
	徴収猶予する期間	年 月 日から 年 月 日まで				
徴収猶予した 負担金の納入 方法及び金額	分割 指定 納 付 日	納 付 額	分割 指定 納 付 日	納 付 額		
	回数 期	円	回数 期	円		
備 考						

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求を することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由 があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第9号（第13条関係）

公共下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書

第 号
年 月 日

受益者 様

厚岸町長

㊟

年 月 日付 第 号をもって通知した下水道事業受益者負担金の徴収猶予については、厚岸町公共下水道事業受益者負担金条例施行規則第13条第1項の規定に基づき取消したので、定められた納期限の到来している負担金については、直ちに納付し

てください。

徴収猶予取消 年 月 日		年 月 日				
徴収猶予 取消理由						
徴収猶予の 取消内容	納入 通知書 番号	年度	期 別	徴収猶予を取消した額		
				負担金額	延滞金	計
			1. 2. 3. 4.	円	円	円
			1. 2. 3. 4.			
			1. 2. 3. 4.			
			1. 2. 3. 4.			
			1. 2. 3. 4.			
			1. 2. 3. 4.			
			1. 2. 3. 4.			

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第11号及び別記様式第12号を次のように改める。

別記様式第 11 号 (第 14 条関係)

公共下水道事業受益者負担金減免 決定 通知書
却下

第 年 月 日

受益者 様

厚岸町長

㊟

年 月 日申請のあった公共下水道事業受益者負担金の減免については、次のとおり決定・却下したので、厚岸町公共下水道事業受益者負担金条例施行規則第14条第2項の規定に基づき通知します。

減免決定却下の理由										
	土地の所在		地積	左の減 ち対地	うの減 免負担金	減対 負担金	免負担 額	減免 率	減免 額	
	町名	地番 地番								
減免の土地			㎡		㎡		円	%		円

決定の内容		減免後の 納付内容	期別	納期	年度	年度	年度	年度	年度
当初決定額	円								
減免額			第 1 期	7月 1日から 7月31日まで					
減免後の 納付額			第 2 期	9月 1日から 9月30日まで					
納入済額			第 3 期	12月 1日から 12月25日まで					
差引 納入額			第 4 期	2月 1日から 2月末日まで					

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求を、することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第12号（第15条関係）

公共下水道事業受益者負担金減免取消通知書

第 年 月 日 号

受益者 様

厚岸町長

㊟

年 月 日付け 第 号をもって通知した公共下水道事業受益者負担金の減免については、厚岸町公共下水道事業受益者負担金条例施行規則第15条の規定に基づき、次のとおり取り消したので通知いたします。

減免取消の理由										
	土地の所在			地 積 m ²	左のうち 減免取消 の地積 m ²		減 取 消	免 額 円	摘 要	
	町 名	地 番 地 番	地 番 地 番							
減免取消の土地										

上記の取消により、取消後の公共下水道事業受益者負担金は、次のとおりとなりますので、定められた納期にしたがって納入通知書により納めていただくことになります。

決 定 の 内 容		減免後の納付	期 別	納 期	年度	年度	年度	年度	年度
当 初 決 定 額	円								
減 免 額			第 1 期	7月1日から 7月31日まで					
減免後の 納 付 額			第 2 期	9月1日から 9月30日まで					

納入済額		付 内 容	第 3 期	12月 1日から 12月25日まで					
差 引 納 入 額			第 4 期	2月 1日から 2月末日まで					

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求を することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由 があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第 14 号を次のように改める。

別記様式第 14 号（第 16 条関係）

公共下水道事業受益者負担金延滞金減免 決定 却下 通知書

受益者 様

厚岸町長

第 年 月 日

㊟

年 月 日申請のあった公共下水道事業受益者負担金延滞金の減免については、次のとおり決定・却下したので、厚岸町公共下水道事業受益者負担金条例施行規則第16条第3項の規定に基づき通知いたします。

納入 通知書 番号	年 度	期別 1.2. 3.4.	負 担 金 額	延 滞 金 額	減 免 申 請 延 滞 金		減 免 決 定 額	
					計 算 基 礎	金 額	減免する 延 滞 金	納付すべ き延滞金
		1.2. 3.4.			年 月 日から 年 月 日まで 日 間	円	円	円
		1.2. 3.4.			年 月 日から 年 月 日まで 日 間	円	円	円
		1.2. 3.4.			年 月 日から 年 月 日まで 日 間	円	円	円
		1.2. 3.4.			年 月 日から 年 月 日まで 日 間	円	円	円
		1.2. 3.4.			年 月 日から 年 月 日まで 日 間	円	円	円
備 考								

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として(訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第17号を次のように改める。

別記様式第 17 号 (第 19 条関係)

年 月 日

誓 促 状

様

厚岸町長



次の公共下水道受益者負担金が未納となっておりますので、お確かめのうえ、指定納期限までに納めてください。

決定年度	測定年度
受益者番号	期別
金額	円

指定納期限
年 月 日

納入場所

指定金融機関役場派出所
北洋銀行本店・各支店
大地みらい信用金庫本店・支店

厚岸漁業協同組合
側路太田農業協同組合
湖南地区出張所・上尾橋駐在所

延滞金

納期限の翌日から納める日までの日数により、年14.5% (当該納期限の翌日から1月を経過する日までの間については年7.3%) の割合 (平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に農林特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合 (以下「特例基準割合」という。)) が年7.3%の割合に満たない場合には、その年 (以下「特例基準割合適用年」という。)) 中においては、年14.5%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合 (当該加算した割合が年14.5%の割合を超える場合には、年14.5%の割合) とし、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合) とします。) を乗じて計算した金額 (100円未満の端数があるときは、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てます。)。この場合における年当たりの割合は、同年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。

- 指定納期限までに完納しないときは、財産差押を受けることになります。
- 本状は 月 日現在で作成しました。既に納入済みのときは行き違いですのでご了承願います。
- 納付の際は、先に送付した納付書と本状を必ずお持ちください。
- ご不審の点がありましたら、 県 係にお問い合わせください。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として (訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(厚岸町水洗化等改造工事資金貸付条例施行規則の一部改正)

第2条 厚岸町水洗化等改造工事資金貸付条例施行規則 (平成8年厚岸町規則第35号) の一部を次のように改正する。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

水洗化等改造工事資金貸付審査結果通知書

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

㊟

年 月 日申請のあった水洗化等改造工事資金の貸付について、審査の結果次の理由により、貸付することを不適当と認めたので通知します。

記

貸付することを不適当と認めた理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請

求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第9条関係）

水洗化等改造工事資金貸付
取消（貸付金減額）通知書

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

④

年 月 日貸付決定通知した水洗化等改造工事資金について、次のとおり
貸付を取消し をしたので通知します。
貸付金の減額

記

1 貸付決定通知額	円
2 貸付を取消した額	円
3 貸付金を減額した額	円
4 新たな貸付金額	円
5 貸付取消・貸付金減額した理由	

（表示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第11号様式を次のように改める。

第11号様式（第11条関係）

水洗化等改造工事資金償還条件変更決定書

第 号
年 月 日

様

年 月 日申請のあった水洗化等改造工事資金償還条件について、次により決定したので通知します。

記

1 変更を承認しました。

変更内容

2 変更を承認できません。

承認できない理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（厚岸町水洗化等改造工事補助金交付規則の一部改正）

第3条 厚岸町水洗化等改造工事補助金交付規則（平成8年厚岸町規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第7条関係）

水洗化等改造工事補助金交付審査結果通知書

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

④

年 月 日申請のあった水洗化等改造工事補助金の交付について、審査の結果次の理由により、交付することを不適当と認めたので通知します。

記

交付することを不適当と認めた理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請

求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第10条関係）

水洗化等改造工事補助金交付取消

（補助金減額）通知書

第 号
年 月 日

様

厚岸町長



年 月 日交付決定通知した水洗化等改造工事補助金について、次のとおり
交付取消し
補助金の減額 をしたので通知します。

記

- | | |
|--------------------|---|
| 1 交付決定通知額 | 円 |
| 2 交付を取り消した額 | 円 |
| 3 補助金を減額した額 | 円 |
| 4 新たな補助金額 | 円 |
| 5 交付取消し・補助金を減額した理由 | |

（敬示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（厚岸町公共下水道条例施行規則の一部改正）

第4条 厚岸町公共下水道条例施行規則（平成25年厚岸町規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記様式第22号から別記様式第24号までを次のように改める。

別記様式第 22 号 (第 26 条関係)

下水道使用料等減免 決定 通知書
却下

様				年 月 日	
厚岸町長				印	
年 月 日申請のあった下水道使用料等の減免は、次のとおり決定・却下したので通知いたします。					
減免の区分		1 使用料	2 占用料	3 手数料	
排水設備等設置場所 又は占用場所		厚岸町		丁目	番 号
排水設備等番号		第 号			
占用許可		年 月 日 第 号			
排水設備等	住所				
使用者・占有者	氏名				
減免の種類					
減 免 額	使用料				
	占用料 手数料	条例に基づく額	円		
		減免申請額	円		
		減免決定額	円		
		減免後の額	円		
減免の期間		年 月 日から 年 月 日まで			
減免決定・却下の理由及び条件					
備 考					

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第 23 号 (第 26 号関係)

下水道使用料等減免取消通知書

第 号
年 月 日

年 月 日付けで決定した、下水道使用料の減免について、次のとおり取り消すこととしましたので、通知します。

記

減免の区分	1 使用料	2 占用料	3 手数料
取消時期			
取消理由			
備 考			

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第 24 号 (第 27 条関係)

下水道使用料督促状

氏 名		使用番番号	
水栓番号			

下記の金額が未納となっております。

年度 月分	下水道使用料
年度 4月分	円
年度 5月分	円
年度 6月分	円
年度 7月分	円
年度 8月分	円
年度 9月分	円
年度 10月分	円

○未納となっている金額をお確かめのうえ下記の場所で納めてください。

なお、納入の際、別途延滞金が増算されることもあります。

○一度に納入できない方は、後継 課までご相談くださるか、ご連絡ください。(電話01-53-62-3131 課 係)

【納入場所】

出納取扱金融機関後援派出所 海南地区出張所
北洋銀行 大地みらい信用金庫 創設太田農業協同組合
厚岸農業協同組合 浜中町農業協同組合
厚岸町下水道事業収納受託者

◆延滞金

納期限の翌日から納める日までの日数により、年14.6%(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの間については年7.3%)の割合(平成26年1月1日以降の期間については、当該期間の属する各年の前年に重税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特別基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特別基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあっては当該特別基準割合適用年における特別基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該特別基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を累じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、周年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。

年度 11月分	円
年度 12月分	円
年度 1月分	円
年度 2月分	円
年度 3月分	円

未納期限日	合計金額	円
納入期限 発行年 月 日	年 月 日	
厚岸町長		印

◆納入通知書を紛失された場合、その他のお問合せは役場 課へご連絡ください。
○この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、地分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、地分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや地分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや地分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

◎本状と行き違いで納入された場合はお許しください。

(厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付規則の一部改正)

第5条 厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付規則（平成26年厚岸町規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記様式第6号を次のように改める。

別記様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金については、下記の理由により不交付とします。

記

(理由)

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は

厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第8号を次のように改める。

別記様式第8号（第9号関係）

厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付変更審査結果通知書

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

年 月 日付けで申請のあった、厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付変更については、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認決定内容

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第 15 号及び別記様式第 16 号を次のように改める。

別記様式第 15 号（第 15 条関係）

厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付決定取消通知書

第 号

年 月 日

様

厚岸町長

年 月 日付け 第 号で交付決定した、厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金については、下記の理由により交付を取り消したので通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付決定取消額
- 3 取消理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第 16 号 (第 15 条関係)

厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定をした厚岸町合併処理
浄化槽設置費補助金について、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還を命ずる額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還方法

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として(訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(厚岸町水道事業給水条例施行規則の一部改正)

第6条 厚岸町水道事業給水条例施行規則（平成10年厚岸町規則第22号）の一部を次のように改正する。

第21条の2第1項第3号中「平成4年厚生省令第69号」を「平成15年厚生労働省令第101号」に改める。

第23条第2項に次の1号を加える。

(4) 前項の規定による日数が6日に満たないとき。

別記様式第15号を次のように改める。

別記様式第15号（第28条関係）

第 年 月 日 号

給水装置の管理義務違反に関する指示書

給水装置()
様

厚岸町長

厚岸町水道事業給水条例第19条第4項の規定に基づき、次のとおり指示します。

記

給水装置の設置場所	厚岸町
給水装置の指示部分	

措置指示事項	
備考	

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（厚岸町水道料金等減免規則の一部改正）

第7条 厚岸町水道料金等減免規則（平成10年厚岸町規則第21号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号及び別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第2号（第6条関係）

水道料金等減免(決定・却下)通知書

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

年 月 日付けで、申請のあった水道料金等の減免について、調査の結果次のとおり(決定・却下)したので、通知します。

記

減免の種類	水道料金の(軽減・免除) 手数料及びその他費用の(軽減・免除)
軽減・免除の期間	
軽減・免除の額	
却下の理由	
備 考	

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として(訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第3号（第8条関係）

水道料金等減免取消通知書

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

年 月 日付けで、決定した水道料金等の減免について、次のとおり取り消す
こととしましたので、通知します。

記

減免の種類	水道料金の(軽減・免除) 手数料及びその他費用の(軽減・免除)
取消時期	
取消理由	
備 考	

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（厚岸町給水装置工事補助金交付規則の一部改正）

第8条 厚岸町給水装置工事補助金交付規則（平成9年厚岸町規則第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「厚岸町自家水道施設衛生対策設備工事補助金交付規則」を「厚岸町自家用水道施設衛生対策設備工事補助金交付規則」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式（第6条関係）

給水工事補助金交付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

年 月 日付けで申請のあった給水工事補助金について審査の結果、次の理由により申請却下しますので通知します。

記

却下理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の

審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（厚岸町自家用水道施設衛生対策設備工事補助金交付規則の一部改正）

第9条 厚岸町自家用水道施設衛生対策設備工事補助金交付規則（平成9年厚岸町規則第42号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式 (第 6 条関係)

自家用水道施設衛生対策設備工事補助申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

年 月 日申請のあった自家用水道施設衛生対策設備工事補助金について審査の結果、次の理由により交付することを不適当と認めたので通知します。

記

不適当と認めた理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由がある

ときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(厚岸町農業用水道給水条例施行規則の一部改正)

第 10 条 厚岸町農業用水道給水条例施行規則（平成 10 年厚岸町規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 14 号を次のように改める。

別記様式第 14 号（第 28 条関係）

第 号
年 月 日

給水装置の管理義務違反に関する指示書

給水装置()
様

厚岸町長

厚岸町農業用水道給水条例第19条第4項の規定に基づき、次のとおり指示します。

記

給水装置の設置場所	厚岸町
給水装置の指示部分	
措置指示事項	
備 考	

（表示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。